

# 令和3年10月18日（月）から24日（日） 秋の火災予防運動を実施します！

## 【秋の火災予防運動】

「おうち時間 家族で点検 火の始末」を全国統一防火標語とし、八戸広域管内を含む青森県では令和3年10月18日（月）から24日（日）までの7日間にわたり、「秋の火災予防運動」を実施します。

- ・当消防本部令和3年秋の火災予防運動チラシ

**秋の火災予防運動**  
全国統一防火標語 令和3年10月18日（月）～10月24日（日）  
おうち時間 家族で点検 火の始末

火災が発生しやすい時期を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止することを目的として、「秋の火災予防運動」が実施されます。暖房器具等の火気を使う機会も多く、火災の重要性を再認識し、火災予防に努めましょう。

**旧規格消火器は令和3年12月31日までに交換が必要です！**  
消防法に基づいて消火器の設置が義務付けられている事業所等で、平成23年1月1日の法令改正により既に型式が失効している旧規格消火器（通称火災のマークが「イラズ」ではなく「文字表示」のもの）を継続的に設置できるのは令和3年12月31日までです。令和4年1月1日以降は、旧規格消火器の設置は認められず、新規格消火器への計画的な交換をお願いします。消火器は、火災時の初期消火において非常に有効なものです。老朽化した消火器が使用の際に破裂し、負傷する事故が全国各地で発生しており、平成23年には死者も発生しています。同様の事故を起こさないために、適正な維持管理をお願いします。また、消火器の設置状況等に際する調査のため、令和3年末までの間に必要に応じて事業所等へ消防職員が連絡や訪問しますが、消火器を販売したり、販売業者をあっせんすることはありませんのでご注意ください。

**ガストーチバーナーによる火災に注意しましょう**  
カセットボンベに接続して用いる簡易的なガスバーナーですが、誤りによる異常燃焼やガス漏れ火災が発生しています。取扱説明書をよく読み、正しく使いましょう。

**住宅用火災警報器は10年を目安に取替えましょう**  
住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなる恐れがあるため、10年を目安に本体の交換が推奨されます。ご自宅の住宅用火災警報器を点検し、きちんと動作することを定期的に確認するようにしましょう。

86.0%  
（令和3年10月現在）

消防本部HP  
八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部・消防署／八戸地域防災協会  
お問い合わせ先：消防本部 予防課 TEL 0178-44-2133

防災協会HP

※八戸広域消防の構成市町村は、八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南郷町、駒上町、新郷村、おいらん町（1地区1村）です。

- ・八戸地域防災協会令和3年秋の火災予防運動ポスター

「おうち時間 家族で点検 火の始末」

私たちの町をみんなで守ろう!!

おうち時間 家族で点検 火の始末

火がう目を はなさないで

少年消防画コンクール  
【最優秀賞】道仏少年消防クラブ 濱谷 梨玖さん

八戸地域防災協会

八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

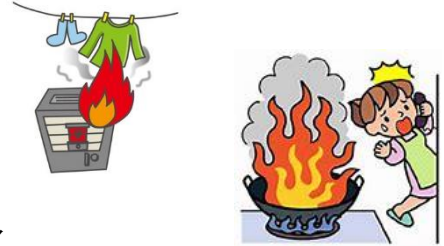
## 【住宅防火について】

火災による被害を減らすためには、一人ひとりが普段の生活の中で、防火に対する意識を高め、火災予防の対策を行うことが重要です。「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」を参考に身の回りの火災予防について確認しましょう。

### 「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」

#### 4つの習慣

- 1 寝たばこは、絶対にしない、させない
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない
- 3 こんろを使うときは火のそばを離れない
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く



#### 6つの対策

- 1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
- 2 火災の早期発見のために住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- 3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する
- 4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
- 5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- 6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

## 【野焼きについて】

農業等を営むための刈枝等の焼却等、例外として認められる場合もありますが、野焼きを含む焼却行為は原則禁止されています。野焼きの拡大や焼却後の不始末から付近の枯草等へ燃え広がり、建物や林野にまで至る大規模な火災になっている場合もあります。

例外となる焼却を行う場合には、次のことを守りましょう。

- ①焼却前にあらかじめ管轄の消防機関へ「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為届出書」を2部提出する。
- ②空気が乾燥していたり、風が強い日には焼却しない。
- ③消火の準備をし、焼却中は絶対に離れず、焼却後には完全に消火する。
- ④焼却により発生した煙等が近隣住民の生活環境に支障を来した場合には、ただちに焼却を中止する。



#### ■お問い合わせ先■

八戸地域広域市町村圏事務組合 消防本部予防課

TEL : 0178-44-2133 / FAX : 0178-44-1196

